

# 令和6年度（仮称）こまつ地域創造塾運営業務 仕様書

## 第1章 総 則

### 1条（適用）

本仕様書は、令和6年度（仮称）こまつ地域創造塾運営業務に関して、必要な事項を定めたものである。

### 2条（通則）

受託者は、本仕様書及び委託者の指示に基づいて業務を実施しなければならない。

### 3条（履行期間）

履行期間は契約締結から令和7年2月28日迄とする。但し、履行期間内に業務が不可能である場合は、別途協議により期間の延長を行うものとする。

## 第2章 業務内容及び業務仕様

### 4条（目的）

地域の担い手不足や人口減少を起因として生じる空き店舗の増加などの地域課題をビジネスチャンスと捉え、小松市に受け継がれている歴史や文化、自然や食、ものづくりなどの産業資源など多くの地域資源の活用に向けて、新たなビジネスモデルの創出やビジネスリーダーの育成を目指す。

### 5条（業務内容）

令和6年8月1日より、前4条の達成を目的に令和6年度（仮称）こまつ地域創造塾を開催する。

については、その全体企画の立案、集団セミナーの開催と運営、受講者募集の際の広報作成、受講者へのアンケートの実施・回収・集計（成果品納入の際、受講者記入済のアンケート用紙の提出）、受講者のメーリングリスト等の作成・管理、調査分析・報告書の提出、マスコミへのPR及び取材時の対応等の業務を行う。なお、詳細が決定していないものについては、今後協議のうえ決定する。

### 6条（業務仕様）

- ① 企画立案については前4条の目的に合致したものとすること。
- ② 広報作成の際、小松商工会議所が知り得る講師情報等は小松商工会議所が提供する。
- ③ アンケートについては、調査分析・報告につながるような内容とすること。
- ④ 受講者の情報・意見交換のためのメーリングリスト等の作成、管理を行うこと。
- ⑤ 調査分析・報告は、現状・実態等がわかるように明確にしたものとすること。
- ⑥ マスコミへの本事業のPR、取材時には対応を行うこと。

### 第3章 成果品

#### 7条 (納入成果品)

調査分析・報告書 (原本)	1部
調査分析・報告書 (製本)	1部
電子データ (CD-R等)	1部